

建設工事の前払金の使途拡大に係る取扱いについて

(令和6年4月17日)

鳥取県西部広域行政管理組合では、平成28年度から実施している建設工事の前払金の使途拡大措置について、引き続き令和6年度も実施することとしましたので、お知らせします。

1 取扱いの適用対象

取扱いの適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとします。

2 取扱いの内容

前払金の使途拡大は、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に前払金を充てることができることとします。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

3 施行時期

令和6年4月17日以降に契約する案件について適用することとします。

※ 既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合、この拡大措置を適用することができるものとします。

問合せ先

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当

TEL : 0859-22-7732